

〔事故報告の提出範囲と記入方法等について〕

事故等につきましては、各事業所の指定基準に基づき市町村にご報告いただいております。松戸市では次のとおり事務取扱をお願いいたします。

1 報告対象となる事故等の範囲について

介護保険被保険者(他の市町村の介護保険被保険者を含みます。以下「利用者」といいます。)に対して、介護サービスの提供をしている間に発生した事故等であって、次に掲げるものとします。

- (1) 利用者の死亡(病死を除く)又は負傷(医療機関への受診を要する程度のものに限る)
- (2) 食中毒又は感染症【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項に規定する「一類感染症」、第3項に規定する「二類感染症」(結核等)、第4項に規定する「三類感染症」、第5項に規定する「四類感染症」、第6項に規定する「五類感染症」(ノロウイルス、インフルエンザ等)、第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症、新型コロナウイルス感染症等」、第8項に規定する「指定感染症」、第9項に規定する「新感染症」、また、上記法律に規定はないが疥癬も含む】で2名以上の発生(別途、県、保健所への届出が必要となるものがあります)
- (3) 従業員の法令違反または不祥事等の発生(個人情報紛失・漏洩、送迎車の交通事故等)
- (4) 利用者の離脱(徘徊・行方不明)
- (5) 薬の管理(①配り違い ②飲ませ忘れ ③紛失 ④外出・外泊時の持たせ忘れ など)
- (6) その他(火災等)

2 事故等の報告方法について

- (1) 第一報は、少なくとも様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、発生後、遅くとも5日以内を目安に、松戸市指導監査課に提出してください。
- (2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告をしてください。様式内の7、8については、作成次第提出をしてください。第一報と、最終報告と少なくとも2回報告書の提出が必要となる場合があります。
- (3) 保険者が他市町村の場合は、双方の保険者に報告をしてください。
- (4) 事故報告書は、可能な限り松戸市作成の様式を使用してください。任意の様式を使用する場合は、松戸市作成の様式の項目を含めてください。
- (5) 事故報告書は、松戸市オンライン申請システム・郵送・窓口提出としてください。
- (6) 松戸市長あてに原本を提出してください。(松戸市オンライン申請システムでの申請の場合を除く。)

3 その他

- (1) 本人やご家族から、市に、個人情報開示の申請手続きがあった場合は、この『事故報告書』を開示することになりますので、誠意をもって対応していただき、ご本人やご家族に説明された内容で慎重に作成してください。
- (2) 保険者から、報告内容について経過報告等を求める場合があります。

お問い合わせ先

松戸市 指導監査課

〒271-8588

千葉県松戸市根本387番地の5 本館2階

電話 047-366-4101